

福島市公告第72号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定による地域農業経営基盤強化促進計画「以下 地域計画」について、同法第19条第8項の規定により公告する。

また、当該の関係書類は、下記場所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場 雄基

1 地域計画を変更した地区

- | | | | |
|-------------|--------------------------|-----------|-------------|
| (1)立子山地区 | (2)岡部・岡島・向鎌田
・本内の一部地区 | (3)山口地区 | (4)大波地区 |
| (5)鎌田地区 | (6)瀬上地区 | (7)余目地区 | (8)矢野目地区 |
| (9)笹谷地区 | (10)大笹生地区 | (11)清水地区 | (12)杉妻・蓬萊地区 |
| (13)吉井田地区 | (14)佐倉下地区 | (15)上名倉地区 | (16)佐原地区 |
| (17)荒井・土湯地区 | (18)飯坂町地区 | (19)平野地区 | (20)中野地区 |
| (21)湯野地区 | (22)東湯野地区 | (23)茂庭地区 | (24)松川町地区 |
| (25)金谷川地区 | (26)水原地区 | (27)下川崎地区 | (28)飯野地区 |
| (29)大森地区 | (30)鳥川地区 | (31)平田地区 | (32)野田地区 |
| (33)庭坂地区 | (34)庭塚地区 | (35)水保地区 | |

2 縦覧場所

福島市役所農政部農業企画課
福島市五老内町3番1号

但し、縦覧時間は市役所の執務時間内とする。